賢相野史　利

家傳

内閣文庫
和書
類 三三七六九 號
四 冊
一五九 函
五 架

内閣文庫
番號 和 33769
冊數 4（3）
函號 159 121

共四

笑林豎史

利

閣1552

国立公文書館
National Archives of Japan

賢相野史巻之三

○明良洪範

一台徳院様御代ニ三月公家衆向屋敷御地之儀山崎甲斐守
ハ天下御普請此甲斐守と云人もむかし人にて一節に思ふ事
出て申人ありても其世にハ我侭仕申間敷候也此度
御地之相渡て右入用の帳面とハ勘定方ニ仕立差上候て此地
之人の大名衆帳面の末ニ判形をいたし候事先例ニ候共
此甲斐守ハ中ニ達し候ハ甲州中され候ハ御地之ハ上より作
られて相渡候入用の帳面に判形をいたし候事ハ不相成
入らさる儀なり併判形ハ致さすとも此段ハ老中御に申し

仕り印形ハ致さず候を誓文にて申切られ候得共御勘
定方の者も致し方なく帰り其甲州も立腹の体の御
前大炊殿并羽織とまで争ひ申され候右之通りに候
間上意にても入用帳面ハ判形は致されず候ハいかに
うの事にても如何の帳ニ判形致さぬ事と存寄候を
珍しく申され候故大炊殿家来共以の外なる様子
故いかゞ成候やと主人の顔を守り居候処大炊殿ハ少しも
氣色替らずして挨拶致され候ハ成程甲州申され候
所も至極に候　上様において左様之儀御座候べきや少しも
左様には無之筈に候間家来周人に申付判形致させ

可然候と申され候迄も甲州も心得て成程左様ならば可
有儀に候と仰候申され候時ハ大炊殿左候ハゝ其家来
就中某家来にて此勘定の儀も一々相違なく候為ニ
其帳面の終りに某家判形致され可然候と申され甲州も
此趣ならば左様にも帳面の末にも拙者判形致すべしとて事済
候されしも兎角とかく申す人も大炊殿の分別あり心にも
移り此御用の節も相調候よし右大炊殿家来大野仁
兵衛其座にて承り候由のよし
一　鮭延越前ハ最上義光の長臣にて禄一万石余取り最
上家亡ひて後流落し候節ハ家来共家人ハ慈悲深かりし

人并て士二十人をはき従ひて各乞食し養ひんと云土井
大炊殿家ハ客人分として五千石与へられ候其廿人の士
に五千石を不残分ケて各二百五十石なり故自分にハ二千
石のまゝに一日代りに養ハ玉ひて一生を終られし越前死去
されハ廿人の士大に愁傷し一宇を建立して今下総古河鉄
炮の鮭延寺是なり
一土井利勝の家老寺田与左衛門と云奴の智者なりし
家老公にも寺田に器量ありへしと御立し事度々也既に
と御出ハ返答成す御呼あるも居宅へ帰り一間の戸を立臣
し夜分の事なりしに灯火を立大鼓を首に掛ておどりて

思案おとしおきしを止て居間に平座してこもる事を決
定し多く徒人也と云
一元和元年の冬に至り真田伊豆守信之ゟ家士馬場主水
と云者江戸に在り老中へ訴状を指出して主人伊豆守叛逆の
事あるとや其文に曰大坂冬御陣に伊豆守方ゟ左衛門
佐幸村方へ援兵を送し籠城せしむ又其の仕陣の時密
に左衛門佐と謀りて大坂城の大手へ乱に先達て河内守信
吉内記信政一番に相図の旗を出させり私に後し供をして
しかて軍旗のうちに頭り斗の故に其密事といひ乱に
なりてなり則中山勘解由羽倉藤十郎に仰付られて水の訴

の事を糺問せられ其頭を伊豆守に賜ふ伊豆守謹て曰父不
審を蒙りて検使を受てさへ唯今にも自殺をへしと勘解由
に因て爰に逆意ありや自殺を為す事ならざりし逆意
なくして明白に答へんとならんや只にや申さるへしと
伊豆守曰父勘解由事数心ありん者と思召にはおいては子細
と申上るに及ばず其内へ先年関ヶ原の乱に父安房守
弟左衛門佐敵となりしに其ことを遁る其時に父勘解由も異心あ
らば父弟に与力をへし然るに父弟を捨てかへりてこれ忠
とつくした戦し上田表にて之も無事にしてぞ勝利ありし
事も父勘解由が懲たるなり然るに父は死し弟幸村思ふ為

くして大坂の役には應し松城下に勘解由事さらに返逆は
へき時に反逆せさりしに今更に異心のあるへき者にて候はゞ初に
ては子細と申上るに及ばず速に自殺をへしと勘解由さ?を
以て是非の忠志甚感心せしめ有言ありへし必自殺有之
けれども二人帰りて委しく告奉る台徳公聞召れて
伊豆守か申分忠志と共に賞美ありて伊豆守か二人の子に附
属しける矢澤木村出田大熊の四人ともに場にて對決を
仰付られける裁断の為として老臣本多正信土井利勝
出座ありて是を聞かる其時木村か依て田馬場主水儀は伊
豆守家にして以て成身分の者と申上る小山田は同志の者

同冬夏両陣ともに河内守信吉に従ひ軍旅の諜識小頭
て密事をしれりと云土佐ハ国主ニ仕ハ侍臣ニ家中ニてハ
小頭の者にりて殊に外役を勤めわつり而五十石を領し
て主人の前に出る事なしぢる者なりし夫のミならず大盗
にして武士道の儀を知る者に非ず何ぞ軍事の密事
を識るへきさし者ハ賢察あるへしと云正信ハ同然にも信吉
当にも何の由へと以てを大盗を知て渠を従とし侍とや土
佐ハ日彼者元より盗人にて志るといへとも君ハの達人なる
を以て也なし直に去年の冬陣に召連し在所のる
此虚實を探りしむるに城の中に入て何ふ如に葢て踏

ふるとやして其振かをて何ふとして帰りしに誠に蓋とふ
こしにや足痛むとりて於て同て夏陣にも召連てしとて
信吉に残し置たり然るに大坂城犬居へ河内守兄弟一番に
旗をあけたるの由頻ふに言傳ける事明らか所信
吉者ハ土佐にて名ハれたと志るしん井上利勝曰侍臣守事才
幸村に加勢として兵を出す由ハ何なる子細なるや土佐
ハ同左馬佐事先年に敵中を乗り主信臣守に義絶せ
依て左馬佐ハ今の家来踏浪人せし故侍臣守の空
にふるへ事を望むといへとも侍臣守事一人に持給ひ
是に同て世なん方るくて民間にかくれ居て飢渇に及ひ者

も大坂の一乱に至りて左衛門佐事秀頼の味方として
籠城せるのよし信州へ聞しかも彼浪人を幸ひとして
密に大坂にしのび入て幸村に属し此等の事を謀りて偽是
なるを援兵を遣し流言をしかけり先年既に父子に
それもきゝて相続なし今に至りいかれて反心を抱くべきや
願くは御賢察下さるべし又正次事種々の悪事をなし
同類を隠し置事度に至りて刑罪に行はるべきと言を聞
て出奔し身の置所なくして祈り所なく虚言を以
訴ふ者なりと明白陳説しければ正次一言の答へも及び不
承伏し候故莫大の恩免を聊命せられ候

一中院通村卿武家伝奏として江府に下向ありし時に近
比京都にて若殿上人武家の志似して曲を笠をかけしは
唯一人東西の原を徘徊にて放と関東に参られし折節通村
卿下られしかど土井利勝酒井忠勝等幸ひなれとて加ゝる
事こそ風俗乱り候へば公家として武士を似せりとて事
甚だ能からずといはれ既に公僕にて歩行せしむる事は以の外
成る也上聞にも達しなにとぞ止めしかしと両人内談せ
られしに通村卿少しも動揺の色なく相て公家衆此
そのかみ歩行事まで関東へ達し候旅にて随ふ
の衰微頽廃をし公家の儀とかく念比に吟味有之て死

毋し名西人なく心得られよ元吾朝ハ大君の国なる
と皆く関外の権を将軍家へ託られしより以来ハ公家
衰運の時となりて今ハ名ハかりハ公家といへとも内ハ右
方の家人なれとも決して辞されたるその業を見るに未
来に至りてハ用事遣はれ奴僕同様へきかしなから自
身に町へ出て朝夕の雑用を達させれハいかにとも此へきや
ならし流石禁中個公の本とも冠きらかしら指帯
て歩行せし者も禄とかく此為に何を笠ならとも以
織しきものを着るも是全く本意なきとも禄とて困
窮の致す所是非に及ハさる所なりと挨拶有れとも毋人

道理至極なれと哀れを催しけれ其後公家一同に知行の
沙汰中行はれけり
一 今大路道三大に医名ありし国手無双と称し
き武時土井利勝道三に向て己しも凡人生今日の養生
のありしかいかふと尋られしに道三の答へに畢竟無きと
以て毒と成養生ハ諸事を毒ならす取て自然の良薬なり
と申されしとぞ
一 家光公御代始土井大炊頭勤られしに何事も无も九州の
義はさこ言上に及ばれ上意を伺はれし時に老中方の
下筋とも先立申し上て 御前へ罷出発言損されし際に

請され或ハいまた遅うさら儀ハ御尤ニ候得共御思案
可被成候様にと申上られ候ハ儀ハ有之候尤に下さります
もれ下筈の可有之事なれとも一ツそ大炊殿か御尤に申上候と
思召ていよゝ御思案とて被成候ハ其後ハ御思召て
厚くおもハせられ候か様の事にも元より大炊殿の存念
なるへし誠に御志深き事ゆへ関人蔵候へハ手に御渡さ
れしかとも家光公ハ天下と大炊殿と御譲り被成候とも
此事なる由所帯の人ハ安からざりし扨又右御用の
節とらいかれとも御思意の極りかくさ儀ありて御暇大
炊殿にもや退出致して寺田に預けよとの上意ありし

事も有て此寺田とハ與左衛門とて大炊殿の家老なりし
是又雄人にてハなかりし大炊殿同じ様に叶ひし者とハ
申なから信長の子として有る上意之事ハ誠に
冥加なる人かなとや申候
一寺田與左衛門ハ土井利勝の落胤なり利勝の嫡孫帯刀利
久幼少にて死せし故に下総国古河の城を召上らる安房
對馬守殿下と召向らるゝに寺田を城代にて置しに安房守
城を請取んとするに背ひて此城を寛永十六年に故大炊
頭拝領せしより来り代々の来りし帯刀早世
せられしハ公儀の城なりし事疑ひ申にも無之此城とも此

老中の此判形を見ずやんで老中を添しやすく安心利勝
か子孫死に任ふ候を外に於合點無しは二となく中切此旨
江戸へ注進有しに老中も此の事ヤ無りとて則奉
書と云ケ是を頂戴の上にて城を渡し三退タリ添を
勘兵衛も此時國多くハ城代なりし人の手本なりと賞し
給ふ
一藤堂高虎　神祖御在の際の障子を隔て土井利勝に對
しられ年老ハ二病死せし家ニ大学氏不肖なり　云封地ハ
肝要の地なれば速に國替を命ぜられ旦つ給へと申上
利勝是を　神祖に告まで因て其旨を高虎に伝えせられし

高虎か曰伊賀ハ上國にて國民勇氣なり　舟にて大和川
を下る迄も散中に人三立ハ大坂に至る伊賀ハ近江山城
に隣りて是又大坂へ軍と出すに便地なり　是の如き地に
不肖の子に封を絶さん事　何ぞ憂さし　暫孫人に命せらる
然し命を背て死も安んずると二國の圖を　台覧に
備へ　神祖悉く覧されてひて其れ他人を封せ給ふ國に
あらず　僞ハ殉死せんといひたる二心なき誠に其の
何を心を労する事あるんせ　伊賀を國替あるべ
からずとて　命しめらる
一穴澤主殿介と云ふ者墨勝内坂田宗安組討せし事

實正也正江か家人桝下外記なる長刀と黄八完澤と討
たりとて土井利勝へ抱へられし
一京極若狭守忠高雲州松江に在し時家士に箕浦備後
内藏兵庫多賀孫左衛門と云ふ士あり備後の妻子與四郎と云
しも容顔美麗にて兵庫が子と成名ると深交浅からず孫
左衛門が子孫兵衛かくとも云ふ與四郎に心を掛けられし
に與四郎いふ云二心を抱かせしものあると答ふ孫兵衛憤て
夫のともてい誅とし其名を改て是にあれと云者とき
かばりし其人害とやなされしと密に左衛門に告しに孫
兵衛事情備後が宅に來りて幸ひなりとて何夜

與四郎が部屋に忍入ましいに一想にもてなし碎身後に孫左衛門出
合て孫兵衛を刺殺しさらめとはし足の裏をさきて
屍を城下の堀浦川に捨ありて城中なれども多人なし堀
川の中なる屍の流去寄るを見て誰の仕業とも知ら
ざれども自然に箕浦内藤の所為なりと云人多し孫左
衛門て謀授なりといへども如其はい天命なり虚説いふ
き物也詮議を遂らるまじと沙汰ありければ備後兵庫を相
まもて訟に及ふ忠高同村と以て宿に歩し由に果して
實事なり多賀が孫へ捨置かれども内藏箕浦妾
人は元より悲み一舊臣なりが故密に立退とて箕浦父子内

扨八左衛門雲州を出奔しける孫兵衛に男子二人ありけれは
十三歳十一歳に成ける兄ハ後父の名跡として孫左衛門と云
弟ハ忠左衛門と云ける忠高卒せられ刑部少輔直好に三百石
を給ひ播州三野へ所替ありし多賀ハ其比兄の敵討んとて
京極の家を出て江戸へ赴くされ共両人共幼少の事なれ
敵何者と見知らして又孫左衛門か介抱し置ける浪人に間
市之丞と云者多年の恩を報せん事ハ此時なりとて両
人付従て孫兵衛か妹の子三四右衛門ハ相加ゑり備後ハ
土井大炊頭に仕へ居年寄て病死しける三四ハ二十歳
小にて死せし八左衛門ハ小笠原信濃守忠修に奉公し禄三百

石与へられ継立坂ハ他所へおもむきれとも勤労もなく在けれ
事候へは八釜の奉公を許されとも暇を乞んと云によりて
江戸の侍の列に加りもし敵討あらん時の為とて小笠原
家にて天神にて覚たる者の子其外徒の者六人内発に持り
れし或時内藤土井大炊頭の元へ使者に行と多賀聞付
て帰ると聞て途中に出向ひまち八左衛門か人数多く
引連て馬上にて来るを其君に付従ひ居ける間市之丞あ
まりて内茂よと敵也とし打懸しかれ共馬上にてた
搦ん事も難叶しとて孫左衛門市之丞ハ前かた右衛門近
八後より其君近く成て孫左衛門編笠をぬき覚

いなさら八右衛門と詞を掛る所を額（至）て切太夫二尺
七寸の刀をもて飛来り切ち切られて其後に踏出し
来る所にて太夫か客に当り指の骨白くなさりしを
相内蔵殿ら所を孫左衛門来り至て切る太夫は馬の下
ともて切留て孫兵衛は初め向ふ切り付しかとも
内蔵か従者鐵力とかく切られともさのミ深手ならす袖を
散々に切合しに内蔵か従を長刀をもて右の肩より腰を
て切しうも左の手に刀を取直しける所を長刀にて袖に
を左右へ是文兵衛時孫左衛門刀を振上て切んとせし
欲長刀を捨たり殺ヶ所の二疵は紫り長刀にて七八成ル也

は遂に倒れて三十一に太夫右衛門八市太夫は内蔵か従者
錦多切合追掛けし太夫跡より孫左衛門か所を抱き
てしりにと問ひしに思ひ紙は討取さ如是も今は忘れ事
なしと云て息絶し内蔵を始として其場にて七人二ヶ所
逃て倒れて死たる者二人多賀兄弟三ヶ所間の管四人ある
にて路に九人を切殺しける太夫二疵二ヶ所二ヶ所間も
手負ひ加え三人も死たるは孫左衛門か面に編笠を
かむり息つき死居しかに将いりの人出会ひ見て所にた
まれ法の帳面に記して打さる趣を語られしに太
夫中も元より弟及ばさる事なりし驚一九またる人に

事も以て討もらさんと存詰し本意を遂ると何そ
身命の惜かるへきされ法にそむきたりとて刑罪に会と
に相傳ふ及ふへからすと兄弟とし必死ふ思ひきハめ討
てかとかしも存を忘す中途ふ又三国も近き親族世間ヶ
助太刀いたさ爲からすに問答て家為先年久發浪
人なりしと多賀か恩を以年月を送りぬ孫兵衛殺さ
れし時は此両人の弟幼少なり仇を見るもしらす手引し
て討たるハ多賀か数年の恩を報んとに礼答と
云ふかとも敵ハ本ゟかとも何もものゝふなる極なり
とそ沙汰なりしと孫兵衛三十三才兄又三十一才弟九八

十八葉なり寛永十八年辛巳江戸大炊殿橋にて敵討と
世に聞へしハ是なり其頃土井大炊頭の邸に近きとし
神田橋を大炊殿橋と云きるとそ也

明良洪範此他　寶地公の事跡を載するを多し　されど皆既
に他書に録せる所なれば　ここに贅引せず

○諸家深秘録

一土井大炊頭源の利勝か生を尋るに天正元初三州小
河苅屋に城主水野右衛門大夫藤原の忠政の次男水野
下野守信元と號す織田信長へ属して而佐久間右衛門尉
信盛か讒言にて信長公か家康公へ此断有信元を討
しめ給ひきる故家康公信元へ而へ使として久松佐渡

守定後室を取次ける御信元急に岡崎に来る　家康公年
岩七ミ助に仰て即信元を切殺しむ　信元ハ家康公ミ
御外叔也依て御疑彼ミ候ハしめと外称ミ有まて推
量し給實ハ命なれも是非なき事たなり　信元ハ
叔男子其比二歳まて刈屋の城に在給ひ佐久間彼所領
と相続して其財寶を取んと欲し夫ミに始ハ急き人
数を刈屋の城におし付寶米穀諸道具其外信元の子
孫ハなきやと城中を捜しもとむる所に信元の妾と號
し或人の女有しり心さかしき女性なれは彼二歳まなりし
る小児を懐中に入て家子ミ伴ひて城中を逃れ出岡

崎に来り土井小左衛門利昌に録付彼家にて年月を送られ
る然る所に彼嬰子成長して生得聡明なり常に彼を見ち
にも智諸人に勝れたり利昌幸實子無しにより終に養
子となし　家康公へおし上る時に　秀忠公御誕生成
しかも甚三郎七歳より御附と成給ひ勤役なく成長し
て諸大夫にて　御付土井大炊頭利勝とぞ十九歳にて人
気性世に勝れ智徳ありて寛仁器量成しかハ依く　天下
御治世に及ひ御恩賞厚く　江戸取立ありて其上天下の執権
職に補られ下総國古河ミ城に於て十六万石を下されし寛
永三丙寅年八月十九日　将軍家御上洛の時従四位下に

叙し同九月三日侍従に任ぜ其後　秀忠公御世界あり
しかも　家光公へ仕へ奉り是又天下の権柄を執也
其の御代正保元年甲申七月十日七拾弐歳にして卒去
せ誠に利勝と養ひ父利昌ハ三州岩湯の御百姓なりといへ
とも彼下野守信元妾腹御落胤の由緒ありし者故にや
且又土井家繁栄し中興なりといふ
一　凡土井家ハ前に記せ如く古大炊頭利勝御奉公勤労
に依て三州草創の時分より立身ありて下総の国古河
の城主となり拾六万石を領せ殊に子供多ありし嫡子遠
江守利隆其子大炊頭利重同次男小左衛門利益と号後

周防守信つら去ハ兄大炊頭ハ父利隆の譲りを受家督相
続の時高拾万石の内古河領に於て高壱万石是を配分
なり能登守ハ利重拾一万石と以勤候ニ而延宝元年癸丑
年に卒去是嗣子なきに依て会津竹右衛門とて利隆
の末子なり則是を養子となし同十二月十二日生年八歳
にして家督相続ニ而作付帯刀利久と改め成長に随勤役
あらんとなりつすといへとも不幸短命にして同三年乙卯
八月廿九日早世時に十一歳なり於に土井の嫡家断絶に
及依之彼跡地ハ右上ゑに付周防守儀を殿中ニ而
上意を蒙今度帯刀事若死せしむるに於て彼領地を

残ニ而上ハといへとも右大炊氏事御奉公節目有之ニ
付太拾万石之内六万石を新規ニ周防守へ遣と
ニ而下位也但惟今之周分ニ取来りし三万石廿六拾石七
万石也但古河の城とも重而別紙可有之御附ニ而老中
是を得ハ善事をとも有ニ付さてハ周防守殿ニ仕合よくなり
給ハ其後天和元年辛酉二月九日本高とハ老州古河
の城へ引移ありしなり物周防守殿思ひのまゝなく知行を
拝領し大谷並ての事にはいそとおもひ作り如其上妾
腹の男子之内殿とて出生ありし母儀ハ遠州浜松の城
主青山下野守忠之の家来堀嶋吉左衛門と申者の娘

に也吉左衛門ハ下野守忠重の足軽大将の由是ハ下野守殿
先祖青山伯耆守忠俊の時代より勤労の士なり又吉左
衛門娘なりと云事を元来吉左衛門女房ハ土井周防守殿
家来か娘なりし彼妻ハ土井殿にて何某と云者の妻な
りしか夫にをくれて娘を一人持ありしか則周防守殿奥方へ
奉公致させ其身ハ堀嶋か方へ来りぬ故に彼娘成人の後
器量勝しかハ周防守殿別而寵愛し終に宮内殿を産
ミけり

○公實厳秘録

大道寺友山作駿河土産ニ云　秀忠公御代松平新太郎

光政成人ニて江戸へ下り候節駿河ニて 城 大御所様ニ御
目見ニ而申上ル節織田常真ハ大出ニなりとうく上座
ニて碁を見物いたし候居ル御座敷ニ 御目見
大御所様上意ニ新太郎そこニへこいハまや伯耆之雪國の
内ニ居らうぶそうで知ぢやろう勝負へ行て食を喰や
れ大炊利勝土井 同道せよとの 上意ニ而此所ニて也御勝手へ
立御料理給候節 時一座の者給三人あり 上座ハ常真
其次の座ハ大炊殿光國ニ 松平新太郎光政ニ而候也
其節の御料理菜汁ニおろし大根の鯨荒布(アラメ)の煮物
干魚焼物ニて有之候也 新太郎殿直ニ物語ニて實説の由

○寛明日記

寛永七庚午年十二月廿六日 土井大炊頭利勝子松丸利
隆任遠江守若御老中の列ニ加高十六万石之内舎弟
ニ配分也十一万石ハ自分ニ領也無程遠江守病氣仍隠
居也圖済之息甚三郎利重家督を相続也任大炊頭
同九壬申年七月廿四日未刻土井大炊殿ニ被下 御脇指(中堂来光)
包
是今度為御奉行 台徳院殿御廟出来ニ付早速
出来殊外御悦之故也
同年同月廿八日 土井大炊殿内大野仁兵衛銀三十枚并御
帷子単物被下之 今度増上寺御普請之惣奉行土井

大炊頭也依之不善行 仁者清勤之故也

○武徳寛明日記

抑駿河大納言忠長卿御改易の事は乱気と云中なか
ら實は逆心の思召もありて其故は　台徳院殿薨御の
御ひそかに　家光公を弑　大炊頭と御前にて御密談
ありて御他界之後諸大名の心も不忠計り難しと云思召にて大
炊頭に謀叛の回状を作り三家并諸大名の方へ遣し
其志を可見若謀叛の志あらは皆早速に誅戮せらるへしと
之作付大炊頭廻文を尾州紀州へ遣し駿河并諸大名へも
も然るに於三家印形有りし　則此旨登城　大炊頭逆心の企
有之由は御上其外の大名或者判形せしと云より子来て言

上ニハいかにや判形無之両人急ニ注進也　然ル処ニ大長卿
御印形有之注進有之し　遂ニ於て御疑ひ有之しせさる也文
大炊殿判形無之と云ふとも其節ハ何方も申出る事も不知
家光公大炊殿を召老中を始御詮義有大炊頭申云貴
之其事ハ不知大炊殿ハ限有之よりなる空と降防其既に
判形有之上ニ判形無疑とて別以文を被遣大炊殿申云
惟之諸大名ヘハ下ハ大炊頭か書翰書判数通御了簡御詮
義ハ下治中則御改有之ハ実果して謀判ハ疑ひ有
しかとも大炊殿遠塞ニ御付数日経て御宥免也けり
の如く執権に御付置　台徳院殿御世界の節に御座候也

○難波戦記

慶長十九年十月十日従江戸土井大炊殿来御進発ニ付
て万端に御令多之也
一同年冬の御陣ニは　将軍家を岡山を御本陣として
御前備酒井雅楽頭土井　大炊頭榊原遠江守
一同年十二月廿九日一昨日将軍家より　土井大炊殿来て
御事を御家内の御事多也ニ御延引ニて今日御暇有
一将軍家土井大炊殿ヲ帰らと御申され　大御所の御内
意を以在陣の諸大名悉御暇を下され候但シ万石已上之一
万石ニ付雑兵廿人宛残し　三月二日より外曲輪を破却せい

き也勿論五万石以下ハ人数彌に及ぬ事也云々
一 度の出陣ニ云　八番殿として土井大炊殿榊原遠江守先
ハ去年前備之所ニ付て先達ら松原村備　注云右松原村奈良海道ハ
の要所七日と而人立退ル
一 井伊掃部殿若江表の陣も今夜今里あたり押寄岡山表
の合戦級後かしむ奇兵として横を貫へし　奈良海道ハ
昨日備ある土井大炊殿榊原遠江守も早く陣を寄岡山表ら
均く上去年のことく不請村へ佛ふへし　先も岡山跡候分
らむ後に切崩さへし
一 二の丸攻ニ云　酒井雅楽殿　土井大炊頭　榊原遠江守ハ人数

斗成ス
一 玉造ハ阿部板倉ニ陣　細川黒田加藤二ニ陣　酒井土井榊
原何も二丸へ押入て　本丸宗の出下知を待居るへし

○御撰大坂記
慶長十九甲寅年冬大坂出陣之節
十月十一日　御付
御人数押之四番　土井大炊助利勝
寛永系譜
下総國佐倉城主　四万五千石
利勝出旗本左備攻口　真田左衛門佐出丸
注 利勝役佐久間將監八人を引率し四番之出人数押之出仰儀當時
家傳ニ仰大井　大炊殿書上之之云
同
七千石　佐久間久右衛門安政

右安政儀当時土井大炊頭ゟ書上ニも此番ニ組合ニ安政ハ卒し
而後無之

同
六千石
右同断
同　佐久間大膳亮勝之

同
壱万弐千石
天和書上
同　羽柴長門守親良
右親良儀土井利勝ニ属し此人数押ニ四番ニ相成候後ハ同家御預ニ
長門守書上ニ無之

同
八千石
同　堀淡路守直重
右同断

同
当時土井大炊頭書上
高不知
同　筒井主殿助正次
右正次儀四番ニ此人数ニ入候儀寛永家譜ニ有之候得共当時土井大
炊頭ゟ書上ニ此番ニ組合ニ正次ハ卒し候後無之候故記ニ

同
壱万弐千石
同　溝口伊豆守善勝
善勝後大坂木津口船留此番
右善勝儀土井利勝ニ属し此人数押相加候由ニ而溝口出雲守書
上ニ有之

同
武州岩付城主弐万石
右同断
同　高力左近大夫忠房

同
高不知
右同断
同　由良信濃守貞繁

天和稲葉家書上
一　御陣触其外ニ　御書付ヲ以触置ニ事
当ル御扣ニ而在所御城御武具等御用意ニ而早ニ当地ニ而
一　立所成候以上
急度申入候仍於大坂従相布正ニ大野修理申合有

之由ニ付彼地拝見之外ニハ中山板倉伊賀守方へ及示談
進申上ニ付而駿府ニて御陣触も申付候間速ニ御用立候
之様ニ至急ニ可申達候此段申上候恐惶謹言
十月四日
土井大炊助 書判
酒井雅楽頭 書判
秋田城介殿

同京極家書上

右通書札拝見仕候随而於駿府 御目見被成候由承知仕
合殊不慮御座候国元ニ被成候帰国一応大坂ニ罷越候而
さらニ可被成旨被仰付候帰国之儀ニ而由御尤ニ存候

存知被存候處ニ俄御上洛被為成ニ付先手ニ被 御付候處
今年ハ一両年之御加被成度旨被下置具ニ達 上聞候処
一段之御機嫌ニ御座候由何様ニも 大御所様御下知次第ニ
可仕候由ニ而猶其段心得可被成候委細者多賀越中守殿
可被申上候間不能詳候恐惶謹言
十月十三日
土井大炊助 名乗判
京極若狭守殿
御報

尚以御自筆之書別而辱存候此内存之通も可申上候不成
大形御機嫌ニ御座候拙者も駿府へ罷越候通之段可申候

条々能彼地ニ御着之段承知候　大御所様も
去十日ニ駿府被成　出御候以上

天和参多家書上

猶以路次ニ而頼可申上候処万事　取込申候故如此候　是も
大炊助中ニ而甲斐守殿御事もしめと御供可仕　信州仁
何も御供ニ罷申候ニ付重而御より可被成候　御状之式
度之御供之相延申候以上

去九日之御書今日岡崎近所ニ而拝見仕候

一　将軍様去月廿三日　御出馬今二日五千名古屋御着
陣候

一　貴様御事此頃平方ニ御在陣之所ニ飯森近所ニ御陣取
被成候　御出付去廿八日ニ彼表ヘ御出越前少将殿

松平筑前殿御開御陣取可被成候　然ハ御先之少将殿御次
ニ御誂被成候由得其意存候

一　大坂表相替儀無御座候　天王寺口平野口町地焼仕候由
得其意存候

一　大坂惣構堀手合而筑城ニ土居仕候由承得其意
存候

一　節々可被成御注進而　相替儀無御座其上板倉伊州
不可申上候愚臣注進可仕　定而申何も右之
通達　上聞候所被入御念之段忝候　機嫌能御座候　恐
惶謹言

霜月二日

土井大炊助 書判

酒井雅樂頭 書判

本多美濃守殿 貴報

同

猶以度々其地御飛脚御注進之儀御懇情候 以上

追而本佐渡守いまた上着無之候由承届候 以上

去六日之貴札令拝見候 公方様昨七日至于江州

長束御着陣候随而貴公御事 去六日佐和山近所ニ

御陣移被成少将殿松平筑前守藤堂泉州前後ニ

御陣取候由達 上聞候處ニ御感ニ被思召候

公方様も近日可為御入洛候間尚彼地ニ而可申入候恐惶

謹言

十一月八日

土井大炊助 書判

安藤對馬守 同

酒井雅樂頭 同

本多美濃守殿 御報

同毛利甲斐守書上

急度申入候 公方様今日十日至于伏見御着

度々御志大坂表相詰候儀無之候 将又先年中長門
守殿御同道候而早々被上下候 猶上意之旨其元ニ而可被
成候 恐惶謹言

霜月七日

安藤対馬守
重信判

土井大炊助
利勝判

酒井雅楽頭
忠世判

毛利宰相殿
人々御中

同向井将監書上

芳札致令拝見候 仍今月卯ノ刻ニ福島とへ進破 其
上首生捕并ニ一々書一々通り被差越候 不成大形
御感ニ思召 各御便者之儀 腹を御入候 其元ニ而様子之
千賀孫兵衛事 上ニ而 無御油断故入念候段肝要ニ候
恐惶謹言

霜月廿九日

安藤対馬守
土井大炊助
酒井雅楽頭
本多佐渡守

九鬼長門守殿
向井将監殿
小濱民部殿
千賀與八郎殿
千賀勝次郎殿
小濱弥十郎殿
　此韓

天和元年極月中書上
一大坂冬之御陣以前若狭守儀江戸ゟ駿府ヘ罷越候處
佐渡守を以　御内意伺候處　権現様ゟ為　召早々致
帰国之上大坂ヘ出陣可仕旨被　仰付候ニ付罷上ル土井
大炊助ニ以便札申遣候処　台徳院様達　御聴則
上意之趣大炊助方ゟ自筆之返書ニ而罷越候

一慶長十九年大坂陣の時土井大炊助御とうを離り
ていらく今度福島左馬大夫黒田筑前守加藤左馬助
ニ而江戸に召置る秀元をも召置秀就同しく江戸に
置るへしとあり秀元供番を請といへとも大炊助承引
せさりしていらく是ハ　大権現の思召かりしあり
多佐渡守を以て上洛の上ニ言上すへきと人れしとあり

秀元やむことを得ずして退て水野監物宅に行秀元
が趣をかたる　某初は秀忠の姪婿なるゆへ秀忠に
こゝろざし深かりき　去れては死しては　大権現の姪
女を娶る時は大坂と縁を絶ん志あるも何の疑ひありて
訳を江戸に留給んや願くハ秀就共に台盤の後に迄
さうらハせん事をと云ふ監物聞てされ若紫の身と
して此事言上しかたし　若大坂表におゐて別人
行ても監物切腹すおよぶべし是ゆへ大事なりし
ハ秀元少ても心ありしことをむかふ事此時に出る必別
心なからん事を誓ふ監物聞て　さらバ則次とうかゞひ

言上せしかバ台徳院殿御上洛の時監物供奉して二
条の城に至り此事を言上す　大権現の御意にかな
ひ則両御所の奉書出来して秀元秀就あひと
もに提州茶雄山岡山に出て　大権現おさへ
台徳院殿に謁し奉る御下知ありて秀就とセめ口の
戦場に趣く

天和出修理亮書上

一慶長十九甲寅大坂冬御陣之節修理亮は勤気ニ而身
は御座候ニ付供仕候儀不罷成候付日比之御厚恩を
存知大坂ニ籠城仕透を見秀頼を刺殺し御厚

恩と可存被覚悟候て人質として妻子を江戸へ被下
を残置其上土井大炊助方へ両路にて通し申ニ付東山道を
大坂え可被登候得とも箱根ニて通し申間敷旨
申越して遂御意ニ土井大炊助上意を承引於
御前大炊助自筆ニて本多佐渡守へ連状を遣大坂
へ被成候事を被留候様候

天和松平陸奥守書上
急度申入候雖今申到此方やと近所ニ伺候仕候間
因之被相頼處申入候定可令同両御所様大坂
被召候儀ニ御成候様被申候共急ニ可遂相談候

十一月十八日　松平陸奥守
政宗判

酒井雅楽頭様
土井大炊助様

天和尾張殿家来書上
急度申入候仍今度関東従奥州被立候人数之
何も御申候人留手形無之候而者通不可有之候由
能々被仰付候

三月廿二日　土井大炊助
書判

酒井雅楽殿 同
成瀬隼人正 同

伊奈
千村平右衛門殿
知久作左衛門殿
宮崎太郎左衛門殿

天和小普請松平縫殿組折井市左衛門書上
尚以路次中御扶持方於宿払候様ニ相渡申候間ニ其
段ハ人ニ被仰遣候

急度申入候 大坂國務之儀ニ付 公方様今月九
日十日両日之間ニ上方可被成御出張ニ付 上意ニ付
右面々各其以前ニ近江勢田を切て罷上於彼
地当年御供之面組頭を被申渡候外ニ紀を下被相待候
候 御出被成候之儀ハ東海道中山道何方成共寄
之御所可為御上洛ニ付今度ニ之石ニ弐百人ツヽニ付
御伴之人数ニ付入用之鉄砲以下有之候様ニ被成候
御撰肝要候 右之外天九以下ニハ[illegible]合 五百石宛
人ニ御扶持相渡可申 此由可有其心得候 謹言
四月朔日
安藤対馬守
重信判

土井大炊助
利勝判

酒井備後守
忠利判

酒井雅楽頭
忠世判

武川衆中

天和拾周防守同三統書上

慶長十九甲寅二十年乙卯大坂両度之御陣土井大炊助利勝組ニ被　仰付御供仕候此時壱万弐千石軍役

弐百四拾人但三百六拾人御扶持被下之候并黄金拾枚宛毎度拝領仕候

此紙之内四月朔日武川の者ハ従先年中状今度壱万石二百人役ニ被仰付候且又九ッ以下組合壱万石三百人ニて御扶持相渡其上此度難有事ニ壱万弐千石軍役弐百四拾人組御扶持三百六拾人ニ御扶持被下トアリ武川之者又ハ万石弐百人役ナレハ二千石ハ四拾人ナリ又九ッ以下ノ増扶持百人ハ軍役ノ外減ナリ然ハ二ッノ壱万石増扶持百弐拾人分組合三百六拾人ヲ符合ス

天和本多中務大輔書上

右之度万事被為入御精候ニ付一段御忠節之儀ニ候
近日御供可仕旨委細御意候恐々謹言

慶長尊書添見候事候

一 拙者儀、其節おてき駿府へ御使ニ参候処ニて、右之
御状丸ハ不致候ニ付、被さしひく御難ニ申上候
一 万事ニ付入御念、大坂表御注進之儀、一々被露申候所
御精ニ付公儀并大形御機嫌ニ御座候
一 成瀬隼人奉行ニいくしらぬを去四日ニ御三人之御上
ニ而何まうニ付是又披露申候処ニ、右之
一 大御所様ニも御やまて　御成被成ニ寄出ニ御上洛ニて
御成被成御座候ニ付　公方様ニも御出張ニて成之
思召也ニ当地と可然為言ニ而、右之作事
一 甲斐守殿御事、何之之儀ニ申候所出来、一手ニ御上ニて
有之旨ニ付、御出候、其御心得可被成候、恐惶謹言
卯月六日　土井大炊助
書判
本多美濃守殿
御報
天和松平陸奥守書上
御事多ニ付御折紙一通ニて承候上
昨日出羽とん如申上候、御勢人多御便着之折紙一ツ頂
候へともそれとさきニて、為御労残亦少度候、御陣
立之儀、沼をも其の事と遠申候て、おやより半そ
いかゞ志くべ存候、毎てぬ上中候ニ付御当人様が

の御用候と申ニ付て委細承届ケ度候而恐惶謹言
卯月八日
松陸奥守政宗判
土井大炊
人々御中

天和諸旗本向井将監書上
去ル廿三日安通異船今朝未明乗為御国見可被
仰付候所ニ其地御番之儀若取紛御油断付而御延
引之由得其意候然者又大坂へ入申候船沖ニ
御改候付而内膳紀伊守度々被仰付九鬼長門守度
小濱民部度々御註進てんぷの沖と御見届ケ大坂へ

入申候小船三艘去ル頃留申候付而彼船御乗被成候
大島通異国文書被成候 大御所様御年寄中より御上意を
此者へも可為被仰付候者ニ候而御用ニ候へ共
御事御究候而何にも上野原番方衆人数御究候
次第可被成候恐惶謹言
卯月廿四日
土井大炊助
安藤対馬守
向井将監殿

同
去ル十一日御書拝見申上候然者異国船之事仰遣ニ付而委細承届申候

芳札具令拝見候、然者其元之御事無異
御座候由、御前ニも申上候処、御機嫌ニ御座候、弥
之様ニ而、御心得可被成候、何事も御談合申、重而
可申入候、不能詳候、恐惶謹言

卯月晦日

向井将監殿

土井大炊助

天和諸侯中向井将監書上

以上

此状元此使者江上ニ渡、取届具達　上聞候所、此様
入候条　御機嫌ニ被成候、将又先度ハ少々手を申付候

旅候者何とて屋敷ニ罷不成而茂、此者ゟ御気色
候段ニ来ル申由騎見斗、可申上由可被仰候安
候不及申候、油断も万事無御越度様ニ被入御念
儀肝要ニ候、随分加介ニ候得、上意候ニ重而可申入候
此手無御油断、此先生所要候、従御後音之時分
不能詳候、恐惶謹言

四月晦日

安藤対馬守

土井大炊助

酒井雅楽頭

向井将監殿

天和小出伊勢守書上

当御紙面之通磐中ニ去以上

臨朔日重而御沙汰之節得其意達　上聞候所三千

試発生捕六人御座候へ八以忠御手柄之段御感ニ候

思召候恐惶謹言

六月二日

安藤対馬守 在判

土井大炊頭 同

酒井雅楽頭 同

本多佐渡守 同

小出大和守殿

伊藤掃部殿

小出信濃守殿

御報

天和録旗本向井将監書上

此二日之御状令拝見候御紙面之通一々得其意候

拙者堀表ニ而被仕合之儀委細承届候遠

遠所要候二通御書生而可成候恐惶謹言

六月三日

安 対馬守

土 大炊頭

酒 雅楽頭

本 佐渡守

向 将監殿

御報

天和弐年中務少輔書上

尚以言ニ而又候為之候具ニ可申上候か、いさゝか
事ゟ急し為以西上方ニ可申上候以上
昨廿一日之御書今日令拝見候、随而彼地に於
者奉行衆致之候手具ニ而御鉄炮改書面之趣
得其意候、先日而其仕候、将又御鉄炮之儀書如
申上候而入御意候処、追而申上候近日可為御入候間

以其面ゟ可得御意候、将又其表之様子ハよく〳〵御
上意之由其年ゟ候、いかにも、随分いつれも御用
之御意候而其段承候可被成候、恐惶謹言

六月廿二日　　土井大炊助

書判

本 美濃守様

御報

天和弐年陸奥守書上

急度致啓上候、仍而和久半左衛門儀、其地之様子御諚之通
申上候所々相改進候、其段心得可被成候、委曲ハ
従本 和泉守方より公方不残詳候、恐惶謹言

六月廿六日

土井大炊助
利勝判

本多上野介
正純判

松陸奥守殿
人々御中

天和本多中務大輔書上

尚々早々御報申上候以上

芳札之趣致拝見候、此書面之通尤ニ存候、御尋之儀今
日大坂ニ御着候由ニ候、中ニ間違様ニ御作候と存違ニ御座候
深く入御念候而申来候由御懇情候

六月一日

土大炊助
書判

本濃州様
貴報

家忠日記追補

急度申入候、従元年当春迄之内ニ領分ゟ大坂
奉公ニ罷出候者、縦名前可被成候ニ付、今度
在所へ罷帰候者可有之候、於有之者可被捕置候、若行
末不存知妻子計残置候者、彼妻子を被召置、其者
可被作候妻子ニ有之候者、いり合候成就頼置候
之国ニ而書付候上可被成候事、因而被仰可申候恐惶

謹言

六月十四日　土井大炊助

酒井雅楽頭殿

一、畿内大名中

慶長二十乙卯年（七月改元元和元年）夏御陣之節寄合御備

御旗本　二番

寛永家譜　土井大炊助利勝

天和堀田筑前守書上　佐久間備前守安政

同　佐久間大膳亮勝之

寛永家譜　脇坂淡路守安元

天和書上　堀　美作守親良

寛永家譜　天和書上　高力左近大夫忠房

寛永家譜
土井利勝御傍ニ近侍スル故ニ手ニ軍威收佐久間父子ニ
任へき旨被　仰付

天和松平陸奥守書上
一　政宗儀出陣之節忠宗儀も大坂へ可被致度由願申
候処政宗も同様ニ存候得共　每御不相成候處同道
下申由挨拶仕候処忠宗儀ハ外様申候政宗方より
内證ニ而土井大炊助方へ年若者殊寄候儀ハ無用
之旨被申聞候ニ付挨拶之由ニ而相留江戸御座候申

證也

一寛永元カ大房諸
元和元年四月又大坂乱を知て時に忠房土井大炊頭
組ヽ属し同五月大坂勢奈良を焼拂んとせし此風聞
ある取　台徳院殿その山陵を防んヶ為め井伊掃部頭
および忠房に命して是を守らしむ同六日奈良を
立川免て又大坂に至る

天和三年備前守書上

去ル九日ニし此状令拝見候大坂今其表へ人数出し候
居城之為拝七八千雑指遣相残人数在中ニ在て改
放火え不浅野但馬守家陣所へ取懸ケ候処ニ及一戦但
州此之合戦当ニ得其意候右之通但州にも此之通進候
御上之其地堅固之之　御程之由も候尚以後
進之此之通進可申候恐惶謹言

六月朔日

安藤對馬守　在判
土井大炊助　在判
酒井雅楽頭　在判

小出大和守殿
伊達掃部助殿
小出信濃守殿
尊報

天和堀尾亮長門守飛澄守書上

一元和元年再大坂之事并之上意又利勝に届し候先手仕天王寺表にて数兵と戦て上意を以甲兵と一人利殺し処に梶原遠江守家臣加藤太之郎来て直に突伏を首と請ふの旨許しくられにより返重家来の者取而之共て二級上三級上之

天和堀田備前守書上

一慶長十九甲寅二十年乙卯大坂両度之御陣土井大炊助利勝組に被仰付候供仕候処其手石軍役被召抱人組三百六十人被相添申し候處　黄金拾枚

安慶備後仕候

天和細川豊前守書上

一元和元年乙卯五月七日　右御所様阿波野に被寄候旗時酒井雅楽頭忠世手之軍勢嫡男万千代後号阿波守為大将玄蕃興元被任軍之成紀土井大炊助利勝も手之軍勢佐久間備前大膳文字に就本多上野介正純之手之軍勢嫡男出羽守為大将玄蕃飛騨守被任軍之成候各自身　御前にて皆依　台命也付時大炊助前備雅楽頭ハ後備也前陣崩時突出万千代被武者討取当陣戦功多玄蕃馬上蹤合即敵突伏其首

討取玄蕃馬為敵ニ突テ即時死数剣者粉骨無雙
伐崩敵退散其時加之兵部　大御所様より使
将軍様へ家老共戦場会通具ニ而被玄蕃働之段
并兵部委細ニ及御所様へ言上也

天和小普請杉浦内蔵之丞本多甚太夫書上

一番氏枝金同源為組氏出羽様被為小性組御番大坂之
之陣所年十八夏之陣十九之年為御陣供仕卯之
月七日於天王寺柵際甲冑之者討捕申候御供人与田
半十郎同日重而首討取申候御供人土井大炊助殿并
服部法徳馬別手綴虎皮鞍覆取持参仕

台徳院様ニ安房対馬守御取成を以テ上様御　上覧ニ

○佐竹舊記　岩城家由緒

一寛永三丙寅年正月廿八日義宣嗣子無之付岩城貞
隆之嫡男四郎次郎吉隆を義宣之養子ニ致修理大夫
義隆之跡同年同月廿七日　台徳院様ニ致拝謁候
一右之相見得以前岩城家相続仕居候四郎次郎吉隆義
宣嗣之相成付岩城家名跡之儀誰之無之候ニ付由利郡
亀田弐万石拝上申度旨義宣亀田弾正様を以土井
大炊頭様ニ御内證申上於由利弐万石被下候時分修理
之義不被下義宣ニ御加増ニ被下候御心持ニ候岩城ニ

谷家可立無之又ハ小姓ニ者成り共も可差置旨勝手
次第仕り候へ　台徳院様ニ而　御在城大炊殿様御申
ニも　修理年若ニ而何ニ　御ちかく被召置候而ハ猶更一倍ニ御加
増ニ而亀田ニ而可有之候畢竟修理儀ニ諸事ニ候義宣
可為ニ候て相信例ハ違申ニ而不勝ハ可在ことの御横
手義宣ニハ御加増ニ而宜前ニ而　思召候儀ハ御遠慮
ニ可被為遊御指図在之候へ

一右之相見得通　台徳院様ニ而仰出候ニ而随ニ大炊殿様
御指図被成候ニ付義宣家来多賀谷左兵衛宣家ニ而子
重隆後号伊豫守を以岩城家相続為仕重隆幼少ニ付寛永
五年九月七日義宣願申上重隆ニ親多賀谷左兵衛宣
家ニ叙従五位下岩城但馬守宣隆と改同月十九日初而
台徳院様江拝謁仕候

○駿臺雑話

永禄のころ　東照宮三河に御座ありし時仏制法を定
めて高力與左衛門清長本多作左衛門重次天野三郎兵衛康
景を三奉行に御附ありけり其ころ與人の謡に佛高力鬼作左
とちへんなしの天野三郎兵衛といひしとぞとちへんなる
しれたる遷乾して一決せぬの俗語なりし謠とも見て考る
にいと高力もなしへて寛仁にして本多の出ありきたうからぬ

本多ハ無くて貴決にして高力ハ慈悲にのみよりて天野ハ
高力ハ本多ハ裁断とて極む心なく無く道理次第に
して少しも己を立てぬといへる也ども三人ともに人なり
廉潔にして奔競の心なき故に同職にありながらも互
に両人の人れなるに帰らずと思へしを上にも御悦なされ
同職に御付られしハ始ハ思ひしにて一致せぬやうになん
へしにはに三人にて國政無くよく諸事治まりし故に世間
の子供の諺にまで此人を感服しまうしけるも高力本多
の人々の事ハ云しをきて天野三郎兵衛ハ慶長年
中駿州興国寺の城主として三万石を領しける領地の

作をさせて営作の為に横立て足軽三人として守らせ
しが或時御領田原の郷民は作と盗取しあハ番をせし
足軽見付て盗一人をきり殺し残党逃去る代官井手
某に郷氏井手郷民の手前を吟味せさる事ハ何事よしとか
作と盗む事無しからずぬ其や土のなん人を康景ハ
もとへ断りもし御領の民をおしつ之ハ何かくして卒爾に
殺せしハ重罪なりと速に其足軽を誅せんとのよしといひ
やりしに康景盗を殺しては古今の法なりなに咎ありて
罪とせん其上かの足軽私に殺せしにあらず康景下知して
出させし事なれバ此事罪になりても康景罪に行ふべし

しとて少しも許容の氣色なし井伊甚内ハ死にやうこの
ごとき故御氏實ハ竹をぬきもちて無實の罪にてころさるゝ
と康景ハ足脱に荷擔して誅をさるゝのよし言上し
れ遂も康景をもと〳〵下々人ハ共に〳〵ころのよし御むかされ遂に
とも前のごとくいひて訴へを申上ぐ
めして康景にむかひては不義の所爲あるへからずとして
なる人のいふに欺かるゝはやがて後日に糺問ありて
實否を定むべきのよし御むかされしに本多上野介
正純と康景をもとめたれはいさゝかも違はざる事理なり
とも一旦仰出されたる上にて其通に御むかし候ハ誅も

御威光も恐きやうに阿る者三人に闇をさせ甚内一人を
罪ありて多くの者を誅しまうらすべきのよし正純申されし
しかし御威光恐くなりしとある上はともかく申上るに及
ばずとて御うけ申上しかばさて申し糺も理とまをして
罪なきものを殺し我身を寿きたる本多の本意にあらず
此所詮身を退るにまさるべきとてはしたなきともなく逐電し
ゆくえしれざりけり其後　台廟の御時に及てある人
駿遠あたりの地にてめあひしかは其所を尋しかに聞に
一人の仙人となりしとかやあひしに其仙人は誰の代
をしるかとの今の君は　権現様の御子御代を継せ給ふ

権現様と申す事ども聞給ひて一言もいはで
かたえもその時より合点して土井甚三郎といふて
のありしかいまだいはでありしに如斯聞きとりて甚三郎は
大炊殿の事なりし此事世に沙汰ありて其仙人は大かた
天野三郎兵衛にてあらんといひさはかる廉景駿河にありし
し時甚三郎出ていは大炊殿といひしにかの仙人甚三郎とい
ひ我見るに廉景まては有る者なしといふ人もあまた在人は
志卒まていはもちいつけし御名をいふほとに大炊殿の
わか名残りく覚へてのくいひてあまりあはれんかなし
かし　其仙人は誰にもせよ　嗚呼廉是潔白の士なるかな

忠幸殿に縁して己が身を立るは非義なりとて縁を辞せし
上意にはそむくに似たれども誠に世にありては身の一
分たゝずと思ひきりて　三万石の禄を棄て孫をも共に
ぬ類は世に多くあるまじき事といふべし

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan